

答申第 1171 号

諮詢第 1830 号

件名：勤務関係記録簿のうち勤務記録簿の一部開示決定に関する件

## 答 申

### 1 審査会の結論

愛知県警察本部長（以下「処分庁」という。）が、別表の1欄に掲げる文書（以下「本件行政文書」という。）の一部開示決定において、同表の4欄に掲げる部分を不開示としたことは妥当である。

### 2 審査請求の内容

#### (1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき令和 6 年 1 月 17 日付で行った開示請求に対し、処分庁が同年 11 月 8 日付で行った一部開示決定の取消しを求めるというものである。

#### (2) 審査請求の理由（略）

### 3 処分庁の主張要旨

処分庁の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

#### (1) 本件処分の内容及び理由

##### ア 事実経過

##### (ア) 行政文書開示請求の受付

審査請求人は、令和 6 年 1 月 17 日に愛知県稻沢警察署（以下「稻沢警察署」という。）を訪れ、稻沢警察署警務課長に面談を求めたが、叶わなかったところ、稻沢警察署警務課長等の勤務状況に関する文書の開示を求める内容の行政文書開示請求書を提出したことから、処分庁はこれを受理した。

この行政文書開示請求の行政文書の名称その他の開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項に記載された内容は、受付時及び後日の電話による所要の補正を行った結果、勤務状況のわかるもの（勤務記録簿）（令和 5 年度分）警務課・交通課・地域課員分 ただし、警務課長は、令和 6 年 1 月 12 日以降分に限る（請求日現在稻沢署で保管のもの）となった。

##### (イ) 本件開示請求の対象文書の調査

処分庁は、この開示請求の対象となる文書は本件開示請求日時点で、

稻沢警察署で保管する警務課、交通課及び地域課の課員が勤務した結果が記録されたものと判断し、対象文書を勤務記録簿（令和5年度分の稻沢警察署警務、住民、留置管理、地域総務、地域第一、地域第二、地域第三、交通総務、交通取締及び交通搜査分）と特定した。

（ウ）決定期間の延長及び行政文書一部開示決定

処分庁は、開示請求に係る行政文書が著しく大量であることにより、事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあったため、条例第13条の規定により、開示決定等する期間を令和6年11月1日までとする決定期間特例通知書（令和6年1月31日付け務警発第1106号）を審査請求人に通知し、その後、開示請求があった日から起算して45日以内に開示請求に係る行政文書のうちの相当の部分として勤務記録簿の令和5年4月分の一部開示を決定し、行政文書一部開示決定通知書（令和6年2月22日付け務警発第2073号）により処分を行った。

（イ）行政文書開示請求書の補正の通知および回答

審査請求人から提出された複数の行政文書開示請求書について、全体的に網羅的な請求であり請求対象文書の特定が不十分であったこと及び令和5年9月以降に審査請求人が同種の大量請求を繰り返し、事務に多大な支障を及ぼしていたことから、処分庁は令和6年4月1日付けて審査請求人に対し行政文書開示請求書の補正（通知）（務住発第1578号）により補正を求めたところ、審査請求人より令和6年4月17日付けて、補正の回答があり、回答の結果

勤務状況のわかるもの（勤務記録簿）（令和5年度分）警務課・交通課・地域課員分 ただし、警務課長は、令和6年1月12日以降分に限る（最古と最新だけに限る（ただし、開示決定済みの4月分は除く））（請求日現在 稲沢署で保管のもの）と補正された（以下この補正された請求内容のことを「本件開示請求」という。）

（オ）本件処分等

処分庁は、本件開示請求の対象となる行政文書のうち、上記（ウ）で開示を決定した残りの部分（勤務記録簿（令和5年5月分及び令和6年1月分）。）について、条例第7条に定める不開示情報が含まれていたため、条例第7条第2号及び第4号に該当する部分を不開示として、条例第11条第1項に基づき、本件処分を行った。

イ 本件処分の理由

（ア）本件行政文書について

職員の勤務管理については、愛知県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する規程の運用（令和5年務警発甲第170号）により職員の勤務、休暇等の状況を警察給与管理システム（以下「システム」という。）に記録して、事務を処理するものとしている。

本件行政文書は、システムに記録した勤務管理に関する情報を出力

した勤務記録簿である。

この勤務記録簿は、愛知県警察職員の勤務時間等及び勤務管理に関する規程（令和5年愛知県警察本部訓令第22号）に定めのある休暇、職務専念義務の免除、欠勤、育児休業等、自己啓発等休業及び配偶者同行休業（以下「休暇等」という。）を取得した場合、その休暇等の内容が記載されるものであり、職員に正規の勤務時間が割り振られた場合については空欄となって表示される。

また、このシステムにおいて勤務記録簿を出力する場合、各課の係単位ごとに出力する仕組みとなっている。

つまり、システムから勤務記録簿を出力するのであれば、警務課の場合、警務係、留置管理係及び住民サービス係の各係単位での出力が可能である。ただし、警務課長については、システム上、警務課長単独での出力ができないため、警務係員の勤務記録簿と同一の用紙で出力することとなる。

(イ) 条例第7条第2号該当性

a 職員番号

職員番号は、職員一人ひとりに割り当てられた番号であり、職員の人事、給与、共済事務等において使用されている。

この職員番号は、その性質から公にすることにより当該職員個人の権利利益を害するおそれがあることから、条例第7条第2号に該当するため不開示とした。

b 個人の休暇及び経歴の表記

本件行政文書には、週休日を示す「×」、休日を示す「休日」、休日に勤務した代休を示す「代及び休日の日付」が付されている。これら代休発生日及び代休取得時間を除く休暇等の表記については、職員個人が取得した休暇等に関する情報であって、公務員の勤務状況を表す情報であるが、職員の私事に関する情報を含むことから、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるものである。また、一部の職員の備考欄には、稲沢警察署に勤務する以前の所属が分かる情報が記載されており、当該職員の履歴が分かるものとなっている。これら履歴事項に関する情報は、職員の私的な情報であって職務遂行に係る情報ではない。

これらの情報は条例第7条第2号の個人情報に該当し、当該情報を公とする慣行等は存在しないため、ただし書のイに該当しない。また、前述したとおりハにも該当しない。さらに、ロ及びニに該当しないことも明らかである。以上のことから当該情報を不開示とした。

c 警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名

本件行政文書のうち、警部以外の職員の氏名欄には警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職の警察職員の氏名が記載されている。これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるため、条例第7条第2号本文に該当する。

同号ただし書ハは、個人が公務員等である場合において、当該個人に係る情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分は開示することとしているが、この例外として、当該公務員等が規則に定める職にある警察職員である場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分は除くこととしている。この氏名を不開示扱いとする警察職員の範囲は、知事が管理する行政文書の開示等に関する規則（平成12年愛知県規則第29号）第3条の2により、警部補以下の階級にある職員をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員と規定されている。本件行政文書中の警部以外の職員氏名は、この規則に定める職員に該当するため不開示としたものである。

(ウ) 条例第7条第4号該当性

a 警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数

本件処分では警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数を、留置管理の体制に関する情報として不開示としている。

留置管理係の人員は、被疑者又は被告人の留置及び拘留に関する監視体制等が明らかとなる情報であり、これらの情報を公にすると、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び拘留業務に支障を及ぼすおそれがある。

また、稲沢警察署の警務課は、警務係、住民サービス係及び留置管理係で構成されているところ、本件行政文書はその記載内容により各係員の数が判明するものとなっている。

よって、警務係及び住民サービス係の人員そのものは留置管理業務に直接関連しないが、開示する警務課の人員から警務課長、警務係及び住民サービス係の人数を差し引くことで、留置管理係の人員が判明することから、警務係及び住民サービス係の人員についても留置管理係の体制が分かる情報となるのであって、これらの係の実員人数は条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

b 各係の勤務状況が分かる部分

本件処分では、警務係、住民サービス係、留置管理係、地域総務係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、交通総務係、交通取締

係及び交通捜査係の勤務状況を犯罪捜査の体制に関する情報として不開示としている。

警察署における警部補以下及びこれに相当する警察職員の勤務状況は、当該警察署の犯罪の予防、鎮圧及び捜査に関する体制に係る情報である。そして、警部補以下及びこれに相当する警察職員については、重要事件等発生時には、その職務に従事するものであり、この情報が開示されることによって、当該警察署の犯罪の予防、鎮圧及び捜査その他の公共の安全と秩序の維持に必要な一日あたり投入可能な人数が明らかとなり、犯罪を企図する勢力が警察の対処能力を研究・分析し、その対抗手段を取ることを容易とするおそれがある。つまり、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第7条第4号の不開示情報に該当する。

### (2) 審査請求人の主張の失当性

審査請求人は、以前の開示請求により稻沢警察署の警務係、住民サービス係及び留置管理係の定数が記載された行政文書が開示されたことを根拠に、本件処分の不開示情報のうち、警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数について開示を求める旨主張している。

しかしながら、前記(1)イ(ウ)aで述べたとおり、警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数は、留置管理係の体制が分かることとなることから、これを公にすることにより留置及び拘留業務に支障を及ぼすおそれがあり、また、警務係、住民サービス係及び留置管理係の定数の開示を過去に受けたということが、本件開示請求日時点あるいは将来にわたり、開示されることに支障がないとの根拠とはなり得ないため、本件において警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数は、条例第7条第4号の不開示情報に該当すると判断したものである。よって、審査請求人の主張には理由がなく失当である。

### (3) 結語

以上のとおり、本件処分は適正に行われていることから、本件審査請求は棄却されるべきである。

## 4 審査会の判断

### (1) 本件行政文書について

本件開示請求の内容は別記のとおりであり、本件行政文書は、令和5年5月及び令和6年1月の稻沢警察署の勤務記録簿のうち稻沢警察署警務、住民、留置管理、地域総務、地域第一、地域第二、地域第三、交通総務、交通取締及び交通捜査分である。

### (2) 本件審査請求について

審査請求人は、審査請求書のうち、別表の4欄に掲げる部分（以下「本

件不開示部分」という。)について開示する旨求めていることから、本件不開示部分が不開示情報に該当するか否か、以下検討する。

(3) 条例第7条第4号該当性について

当審査会において本件不開示部分を見分したところ、警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数を判別することができる情報が記載されていた。

当審査会において検討したところ、留置管理係の実員人数は留置管理の体制に関する情報であり、稲沢警察署の警務課は、警務係、住民サービス係及び留置管理係で構成されており、署日誌等で警務課全体の実員人数は開示されていることから、既に公にされている警務課の実員人数から警務課長、警務係及び住民サービス係の実員人数を差し引くことで、留置管理係の実員人数が判明する。

よって、留置管理係の実員人数を公にすることにより、被留置者の逃亡又は奪還等を企図する者が、警察側の体制に応じた措置をとることにより、これらの行為を容易とするため、留置及び拘留業務に支障を及ぼすおそれがあると処分庁が認めることにつき相当の理由があると認められる。

これらのことから、本件不開示部分は、条例第7条第4号に該当する。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 別記

勤務状況のわかるもの（勤務記録簿）（令和5年度分）警務課・交通課・地域課員分ただし警務課長は令和6年1月12日以降分に限る（最古と最新だけに限る（ただし、開示決定済みの4月分は除く））（請求日現在 稲沢署で保管のもの）

別表

1 行政文書の名称	2 開示しないこととした部分	3 開示しないこととした根拠規定及び当該規定を適用する理由	4 審査請求の対象となった部分
・勤務関係記録簿のうち、勤務記録簿（令和5年5月の稻沢警察署警務、住民、留置管理、地域総務、地域第一、地域第二、地域第三、交通総務、交通取締及び交通捜査分）	・職員番号 ・個人の取得した休暇が分かる部分 ・個人の経歴が分かる部分	条例第7条第2号に該当個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるため。	なし
・勤務関係記録簿のうち、勤務記録簿（令和6年1月の稻沢警察署警務、住民、留置管理、地域総務、地域第一、地域第二、地域第三、交通総務、交通取締及び交通捜査分）	・警務係、住民サービス係及び留置管理係の実員人数	条例第7条第4号に該当留置管理の体制に関する情報であって、公にすることにより、被留置者の逃亡等留置・勾留業務に支障を及ぼすおそれがあるため。	全部
・勤務関係記録簿のうち、勤務記録簿（令和6年1月の稻沢警察署警務、住民、留置管理、地域総務、地域第一、地域第二、地域第三、交通総務、交通取締及び交通捜査分）	・警務係、住民サービス係、留置管理係、地域総務係、地域第一係、地域第二係、地域第三係、交通総務係、交通取締係及び交通捜査係の勤務状況が分かる部分	条例第7条第4号に該当犯罪捜査の体制に関する情報であって、公にすることにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査に支障を及ぼすおそれがあるため。	なし
・警部補及び同相当職以下の警察職員の氏名	条例第7条第2号に該当警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職にある警察職員を特定できるため。	なし	

(審査会の処理経過)

年　月　日	内　容
7. 4. 7	諮詢（弁明書の写しを添付）
7. 5. 22	審査請求人から反論書の写しを処分庁から受理
7. 11. 28 (第 717 回審査会)	処分庁職員から不開示理由等を聴取
同　　日	審議
7. 12. 12 (第 718 回審査会)	審議
8. 1. 27	答申